

生駒市規則第16号

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成23年5月18日

生駒市長 山下 真

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則（平成13年6月生駒市規則第  
17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第5条第2項第1号」を「第5条第1項第1号」に改め、同  
項第1号の表中「49,000円」を「50,000円」に、「78,000円  
」を「79,000円」に改め、同項第2号の表中「78,000円」を「79  
,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行し、改正後の生駒市立幼稚園保育料  
入園料徴収条例施行規則の規定は、同年4月1日から適用する。